

#### 第4号議案

京都地方税機構職員の服務等に関する条例一部改正の件

京都地方税機構職員の服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月4日提出

京都地方税機構  
広域連合長 山崎 善也

京都地方税機構職員の服務等に関する条例の一部を改正する条例

京都地方税機構職員の服務等に関する条例（平成21年京都地方税機構条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条中「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」を「職員の降任等の手続及び効果に関する条例」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。